

2026年度採用
名古屋大学若手育成プログラム—YLC(Young Leaders Cultivation)—
募集要項

1. 趣旨

名古屋大学(以下「本学」という。)は、学術憲章のもとで「世界屈指の研究大学」となることを基本目標として掲げている。その実現のためには、独創的で挑戦的な基礎研究を推進する自立した若手教員が必要となることから、本プログラムでは博士号の取得から間もない優れた若手研究者を特任助教(以下「YLC教員」という。)として雇用し、広く国際的かつ学際的な視野に立って本学の教育研究の発展に貢献していくことのできる教員を育成・支援する。

2. 募集内容

- (1)分野： 人文・社会科学及び自然科学の全分野
 - (2)職種： 特任助教(常勤・任期有)
 - (3)雇用期間： 2026年4月1日～2031年3月31日 (※1)
 - (4)採用予定数： 8名程度 (※2)
 - (5)職務内容：
 - ①応募時に提出した申請書に基づく研究活動
 - ②高等研究院が主催または共催するシンポジウム等への参加及びセミナー等での発表、企画・運営
 - ③本学データベース等による研究成果の公表及び研究活動の報告
 - ④兼務先の部局における授業・大学院生指導などの教育活動(エフォート率は30%以下)
 - ⑤博士課程教育プログラムにおけるヤングメンターとしての指導
 - ⑥その他、高等研究院長が必要と認めた業務
- (※1)現在、本学にて雇用されている場合は、本学採用の日から継続して10年を超えて更新することはできない
- (※2)採用予定数は状況により増減することがある

3. 応募資格

- (1)学位取得
 - 大学院博士課程を修了し、2026年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者(2026年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者(※)、博士の学位を取得後の産前産後の特別休暇及び育児休業(以下「育児休業等」という。)の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む)。なお、ライフイベント等による研究の中断期間がある場合は、申請書に記載すること。
 - (※)2026年4月1日時点で博士の学位が取得できなかった場合は、採用しない
- (2)受入教員及び受入部局等の長の承諾
 - 応募時点において本学に在籍する教員(※1・2)(以下「受入教員」という。)及び受入部局等の長から応募者の受け入れの承諾を受けている者。
 - (※1)本学教員の検索 <https://profs.provost.nagoya-u.ac.jp/search?m=home&l=ja>
 - (※2)名誉教授、任期付、テニュアトラック教員は除く
- (3)その他
 - ①ポスドク(日本学術振興会特別研究員等)経験を有することが望ましい。
 - ②外国人研究者、外国の大学で学位を取得した日本人研究者、外国で通算1年程度以上の教育研究歴のある日本人研究者、国内或いは海外において国際共同研究に従事した経験を有する日本人又は外国人研究者の応募を歓迎する。
なお、海外留学等の経験が必要ではない分野の応募者は、その旨を申請書に記載すること。
 - ③YLCでは女性教員比率50%を目指しており、業績(研究業績、教育実績、社会的貢献、人物を含む。以下「業績」という。)の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用する。

4. 待遇

- (1)所 属 : 高等研究院(受入部局は、兼務)
- (2)勤務時間 : 1日のみなし労働時間は7時間45分(専門業務型裁量労働制)
- (3)給 与 : 本学規程による(年俸制。原則、570万円程度)
- (4)通勤手当 : 本学規程による
- (5)退 職 金 : 支給しない
- (6)休 日 : 土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- (7)休 暇 : 年次休暇、特別休暇(リフレッシュ休暇等)、病気休暇
- (8)社会保険 : 文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険、労災保険
- (9)そ の 他 :

- ①本プログラムの趣旨に従って、雇用期間終了時には、研究者・教員として自立出来ることを目指す。そのため、受入教員(部局)においては、研究と教育を中心とした勤務となるよう配慮する。
- ②研究の場所、研究施設及びその費用は兼務先となる受入部局が提供するものとする。
- ③育児休業等の取得については、「東海国立大学機構職員の勤務時間、休暇等に関する規程」、「東海国立大学機構職員の育児休業等に関する規程」による。
- ④雇用期間(任期)について、育児休業等を取得した場合は、当該育児休業等の期間を超えない範囲で月を単位として任期を延長することができる。また、病気休暇等を取得した場合は、12か月を超えない範囲で月を単位として任期を延長することができる。ただし、育児休業等取得者並びに病気休暇等取得者の当初の任期に延長した任期を加えた期間は、YLC教員の身分に関わらず本学採用の日から10年を超えることができない。
- ⑤本学においてテニュア化を希望する場合は、別に定める「テニュア化を希望するYLC教員に対する審査方法」に従い、希望者に対して、YLCテニュア審査(※)を行う。

(※)テニュア化を希望するYLC教員に対する審査方法について(概要)

- 1. 採用後3年目または4年目(2回受審可能)に高等研究院が実施する『テニュア事前審査』を受審
- 2. テニュア事前審査に合格したYLC教員は、テニュア候補者名簿に掲載し、部局に公表
- 3. 部局から採用希望があった候補者でそれを受諾する者は、採用後4年目または5年目に『テニュア審査』を受審
- 4. 審査の結果、「採用」となったYLC教員は、『テニュア審査』を実施した翌年度の4月1日から部局に配置
- 5. 審査の結果、「不採用」となったYLC教員のうち、採用後4年目の者については、翌年の『テニュア審査』を受審することができ、採用後5年目の者については、YLC教員の任期5年の満了に伴い退職
- 6. テニュアを獲得できるYLC教員の上限は、2名/年度

5. 応募手続き

本学高等研究院ホームページ(<http://www.iar.nagoya-u.ac.jp/>)に掲載の「2026年度採用名古屋大学若手育成プログラム募集要項」及び「よくある質問(FAQ)」並びに各様式に記載の注意事項を熟読の上、応募に必要な書類(当該年度の所定様式)を作成し、応募受付期間内に電子メールにて提出先へ送信する。審査には、多様な分野の専門家が加わるため、応募書類は他分野の研究者にも理解しやすいものとなるよう留意すること。なお、様式の改変、ページの追加等は認めない。

(1)応募準備

【応募者】

- ①受け入れを希望する本学の教員に連絡し、受け入れに関する承諾を得る。
- ②専門分野における研究者(受入教員は除く)からの推薦書について、受入教員と相談し、受入教員あてに提出されるよう応募者本人が当該研究者へ作成を依頼する。

【受入教員】

- ①応募者及び受入部局等の長と調整の上で、応募の可否を決定する。
- ②推薦書の作成を依頼する専門分野における研究者(受入教員は除く)を応募者と相談の上で決定する。

【受入部局等の長】

受入教員からの申し出を受け、応募者受け入れの可否を決定する。

(2)応募書類

①申請書(様式1)【応募者】

各項目の注意事項等を熟読の上、作成し、提出する。なお、記載内容に関する問い合わせには応じない。

②学位記の写し【応募者】

博士の学位に関してのみ提出する。(取得見込者は除く)

③主要な業績(論文等) 3件【応募者】

業績が3件に満たない場合は、この限りではない。

④エントリーシート(様式2)【応募者】

応募の基本情報として登録するため、内容は申請書(様式1)と一致させる。

⑤受入承諾書(様式3)【受入教員】

受入教員が作成し、受入部局等の長の承諾後、応募受付期間内に提出する。なお、受入教員が受け入れできる人数は、原則として1年につき1名までとするが、複数の応募者の受け入れを希望する場合は、順位をつけること。また、応募者には共有しない。

⑥推薦書(様式自由・日本語もしくは英語)【応募者・受入教員】

・受入教員は、応募者本人が作成を依頼した専門分野における研究者から推薦書を受け取り、応募受付期間内に提出する。なお、応募者には共有しない。

・日本語では1000字、英語の場合は500ワードを目安とする。

⑦類型該当性の自己申告書【応募者】

すべての応募者を対象とする。(後述、8.その他(5)を参照)

(3)提出方法等

	応募者	受入教員
提出書類	①申請書(様式1) ②学位記の写し ③主要な業績(論文等) 3件 ④エントリーシート(様式2) ⑦類型該当性の自己申告書	⑤受入承諾書(様式3) ⑥推薦書(様式自由・日本語もしくは英語)
ファイル名	1.2026YLC申請書(応募者姓名) [PDF] 提出書類①②③は、以下の順に整理し、単一ファイルとする ・申請書(様式1) ・学位記の写し ・採録決定証明書類(該当する場合) ・主要な業績(論文等)3件 2.2026YLCエントリーシート(応募者姓名) [Excel] 3.2026YLC自己申告書(応募者姓名) [PDF]	(受入部局名)2026YLC承諾書(応募者姓名) [PDF] 2026YLC推薦書(応募者姓名) [PDF]
メール件名	2026YLC申請書(応募者姓名)	2026YLC推薦書(応募者姓名)
提出先	名古屋大学 研究協力部 研究組織支援課 YLC公募担当 (ylc@t.mail.nagoya-u.ac.jp)	

6. 応募受付期間

2025年3月17日(月)～2025年5月1日(木)9時【日本時間・厳守】

受入部局によって受入承諾書の提出期限が異なるため、余裕をもって提出すること。

7. 選考方法・結果通知

(1)第一次審査(書類審査)

応募者が選択した審査区分に基づき、高等研究院が設置するYLC審査委員会委嘱の書面審査員が審査を実施する。その結果をもって、YLC審査委員会において審議し、第一次審査の可否を決定する。

(2)第二次審査(面接審査)

第一次審査通過者に対し、高等研究院が設置するYLC審査委員会委嘱の面接審査員が審査を行い、高等研究院会議における審議を経て、採否を決定する。なお、審査日は、2025年9月18日(木)を予定しており、対面またはオンラインで行う。具体的な実施方法は、第一次審査の結果とともに通知する。

(3)結果通知

第一次審査の結果は8月下旬、第二次審査の結果は10月中旬に通知する(予定)。

8. その他

- (1)応募書類は、本選考の目的の範囲内で、かつ業務遂行上、必要な限度内で利用する。
- (2)応募書類は、返却しない。
- (3)第二次審査の参加に必要な交通費等は、応募者の自己負担とする。
- (4)審査結果の理由についての照会には応じない。
- (5)2021年11月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となった。これにより、本公募に応募の際は、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要である。また、採用時には「誓約書」を提出する。
- (6)在外研究を行う場合の研究期間は、原則として、採用後3年間については総計で2年未満、採用後4年目からの2年間については、同じく1年未満とする。

9. 問い合わせ先

名古屋大学 研究協力部 研究組織支援課 YLC公募担当

E-mail: ylc@t.mail.nagoya-u.ac.jp

*お問い合わせ前に必ず「よくある質問(FAQ)」をご参照ください。

以 上